

「(仮称) 青森市障がい者の権利に関する条例骨子案」に対する意見募集の結果について

市が実施いたしました「(仮称) 青森市障がい者の権利に関する条例骨子案」に対する意見募集に対し、ご意見をいただき誠にありがとうございました。

1 意見の募集期間

平成 28 年 12 月 28 日（水）から平成 29 年 1 月 27 日（金）まで

2 意見の募集方法

公表資料を市ホームページに掲載したほか、青森市健康福祉部障がい者支援課（本庁舎 1 階）、市民サロン（本庁舎 1 階）、情報公開コーナー（本庁舎 2 階）、柳川情報コーナー（柳川庁舎 1 階）、浪岡庁舎閲覧コーナー（1 階）、市政情報提供コーナー（アウガ 4 階情報プラザ）、各支所（5 箇所）、各市民センター（11 箇所）、東岳コミュニティセンター、高田教育福祉センター、浪岡中央公民館、青森市ふれあいの館、青森市福祉増進センター（しあわせプラザ）、青森市総合福祉センター、青森市浪岡総合保健福祉センターに備え付けました。

また、意見の提出方法は、電子メール、郵送（封書・はがき）、ファックス及び直接持参のいずれかによることとしました。

3 提出された意見

5 名の方から 27 件のご意見をいただきました。

意見の内訳は次のとおりです。

意見の内訳	骨子に反映	今後条例案に反映	記述・整理済	実施段階検討	反映困難	その他	対象事項外	計
前文	0	1	0	0	0	0	0	1
第 1 章 総則	2	0	2	0	1	0	0	5
第 2 章 障がいのある人の権利擁護	1	0	1	1	1	0	0	4
第 3 章 共生社会実現に向けた取組	1	0	1	4	0	1	0	7
第 4 章 障がいに対する市民の理解	0	0	0	3	0	0	0	3
全体	0	2	0	0	0	0	0	2
その他	0	0	0	0	0	5	0	5
計	4	3	4	8	2	6	0	27

- 「骨子に反映」・・・骨子に記述の追加等意見の全部又は一部を反映させるもの
「今後条例案に反映」・・・今後、条例案を作成する段階で記述の追加等意見の全部又は一部を反映させるもの
「記述・整理済」・・・条例骨子に記述しているもの、市の考え方が整理されているもの
「実施段階検討」・・・今後、条例の実施段階で検討するもの
「反映困難」・・・反映が困難なもの
「その他」・・・上記以外のもの
「対象事項外」・・・条例骨子案以外への意見

4 条例案骨子の策定

「(仮称)青森市障がい者の権利に関する条例案骨子」は、皆様からいただいたご意見・ご提案を踏まえ、策定しました。

5 意見の募集結果と策定した条例案骨子の公表

「提出された意見の概要と市の考え方」と策定いたしました「(仮称)青森市障がい者の権利に関する条例案骨子」につきましては、市のホームページに掲載するほか、青森市健康福祉部障がい者支援課（本庁舎1階）、市民サロン（本庁舎1階）、情報公開コーナー（本庁舎2階）、柳川情報コーナー（柳川庁舎1階）、浪岡庁舎閲覧コーナー（1階）、各支所（5箇所）、各市民センター（11箇所）、東岳コミュニティセンター、高田教育福祉センター、浪岡中央公民館、青森市ふれあいの館、青森市福祉増進センター（しあわせプラザ）、青森市総合福祉センター、青森市浪岡総合保健福祉センターでご覧いただけます。

なお、縦覧期間については、平成29年3月1日（水）から平成29年3月31日（金）までとなっておりますが、市のホームページでは随時ご覧いただけます。

（公表資料）

- 「(仮称)青森市障がい者の権利に関する条例骨子案」に提出された意見の概要と市の考え方
- 「青森市障がい者の権利に関する条例案骨子」

6 お問い合わせ先

青森市健康福祉部 障がい者支援課 電話 017-734-2317

「(仮称) 青森市障がい者の権利に関する条例骨子案」に提出された意見の概要と市の考え方

○意見数 5名 (27件)

No.	項目	ご意見の概要	市の考え方	反映状況
1	前文	『「手話その他の形態の非音声言語」が含まれるとされたところであります。』という記載がありますが、曖昧な感じを受けます。はっきりと決まっているので「含まれるとあります。」と記載してください。	ご意見につきましては、前文を文章化する段階で、参考としてまいります。	今後条例案に反映
2	第1章 総則 2 用語の定義	「ろう者」の定義を定めてほしい。 ろう者とは手話言語を主なコミュニケーションの手段として用いる聴覚障害者をいう。 市、市民及び民間業者は、「おし」、「つんぼ」、「手まね」、「さるまね」と言っている。まだまだ人種差別、差別言語がある。	本条例では、様々な障がい及びそれら障がいのある人に対する市民の理解を深める必要性から、「障がいのある人」について、障害者基本法（昭和45年法律第84号）及び障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）を基に定義しており、個別の障がいは定めておりません。	反映困難
3	第1章 総則 2 用語の定義	身体障がい（視覚障がい・聴覚障がいを含む）を入れてください。 市民及び民間業者が「身体障がい」というと車いすの人だと思っている。	本条例では、障害者基本法（昭和45年法律第84号）及び障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）で規定している定義を基に、障がいのある人について、視覚障がい・聴覚障がいを含んで定義しております。	記述・整理済
4	第1章 総則 2 用語の定義	(4) 合理的配慮 言葉の使いみちに、できるだけ限りを作らないようにするためにも、次のように特化してはどうかと思えます。 「社会的障壁となっている現状や現行に、善や情理に基づいた調整・変更を加えること」	「合理的配慮」につきましては、いろいろな定義の仕方がありますが、ご意見を参考とし、よりわかりやすくなるよう、下記のとおり修正いたします。 (4) 合理的配慮 ・社会的障壁の除去の実施が必要とされている場合で、実施に伴う負担が過重でないときに適切な調整及び変更を行うこと。 ↓ ・障がいのある人から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でない場合に、当該障がいのある人の権利利益を侵害することとならないよう、性別、年齢及び障がいの状態に応じて講じられるべき措置をいう。	骨子に反映

No	項目	ご意見の概要	市の考え方	反映状況
5	第1章 総則 3 基本理念	<p>「可能な限り」という記載があります。</p> <p>理念として弱いので、やらなくても良いとも受け取れるので、「可能な限り」を削除した方が良い。</p>	<p>「可能な限り」という語句につきましては、最大限の努力をするという意味で用いたものでありましたが、ご意見を踏まえ下記のとおり修正いたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある人が、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段 ↓ ・障がいのある人が、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段 	骨子に反映
6	第1章 総則 5 市民等の役割	<p>市民及び事業者は、基本理念について理解を深めるとともに、市が実施する障がいを理由とする差別を解消するための施策の推進に協力するよう努めるとあるが、あくまでも努力することのみしか思えない。できれば、協力のみとならず理解と協力、計画を案じるという言葉を用いてほしい。</p> <p>努める→はかる</p>	<p>本条例では、前文において記述しているとおり、すべての市民が障がいの有無に関わらず、誰もが互いを尊重し、支え合い、地域で安心して暮らしながら、生きがいを持って参加できる共生社会の実現を目指しており、そのための施策を策定し実施するのは市の責務となりますが、市民等の役割は市のこれら施策の推進に協力するよう努めていくことで、ともに共生社会の実現に向けた責務を担うものであると考えております。</p>	記述・整理済
7	第2章 障がいのある人の権利擁護 第1節 障がいのある人に対する差別等の禁止 2 社会的障壁の除去のための合理的配慮	<p>「合理的配慮」について企業は“努力義務”となっているが、骨子案を見ると弱いイメージを持ってしまう。</p> <p>理由は“努力義務”だから企業としては手話を覚える必要がないと思われてしまうからです。</p>	<p>社会的障壁の除去のための合理的配慮については、市、市民及び事業者が共に行っていくものであり、本条例では、合理的配慮の推進のため、合理的配慮をする場面をより具体的に掲げております。</p> <p>また、合理的配慮を行う上では、必要な意思疎通が図られることを前提としております。</p>	記述・整理済
8	第2章 障がいのある人の権利擁護 第1節 障がいのある人に対する差別等の禁止 2 社会的障壁の除去のための合理的配慮	<p>合理的配慮を実施することは、大なり小なり負担や負荷がかかることですので、過重な負担とならないように工夫していくことも大切だと思います。「実施が過重でないとき」「実施が可能であるとき」にしてはと思います。</p>	<p>障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）においては、「行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。」とされていることから、原案のとおりといたします。</p>	反映困難

No	項目	ご意見の概要	市の考え方	反映状況
9	第2章 障がいのある人の権利擁護 第1節 障がいのある人に対する差別等の禁止 2 社会的障壁の除去のための合理的配慮	病院や銀行などで名前を呼ばれる場合の保障について、おそらく第2章第2項(11)に含まれると思うが、それでは分かりづらい。手話通訳者を同行しない場合、ある病院では、通常は番号で呼んでいるにもかかわらず、耳が聞こえない人だけ名前と呼んだりする。そういった状況があるということを、文章を読んでイメージできるようにするため、具体的に書いてほしい。	合理的配慮を行う場面における障がいの特性に応じた具体的な対応の方法等につきましては、今後、条例の周知啓発をしていく際などの実施段階において、ご意見を参考としてまいります。	実施段階検討
10	第2章 障がいのある人の権利擁護 第1節 障がいのある人に対する差別等の禁止 2 社会的障壁の除去のための合理的配慮	持病などの発作が出た時に対応できるよう、第2章第2項(10)災害時～について、緊急時の場合も入れてほしい。	第3章共生社会実現に向けた取組において、災害時等の情報の確保では「緊急時」を想定しており、これらとの整合性を図るため、ご意見を踏まえ下記のとおり修正いたします。 ・災害時に支援する場合 ↓ ・災害時及び緊急時に援護を行う場合	骨子に反映
11	第3章 共生社会実現に向けた取組 第1節 情報の取得及び意思疎通	「意思疎通等の手段の普及」、「意思疎通支援者の養成等」、「必要な取組に努めるもの」としします。」という記載がありますが、手話奉仕員養成、手話通訳者養成事業をしているので、「必要な取組を推進するもの」とし記載した方がよい。	第3章共生社会実現に向けた取組につきましては、市として取組の姿勢を示すものであることから、ご意見を踏まえ下記のとおり修正いたします。 3 意思疎通等の手段の普及 ・点字、平易な表現等の障がいの特性に応じた多様な意思疎通手段が普及するよう必要な取組に努めるものとしします。 ↓ ・点字、平易な表現等の障がいの特性に応じた多様な意思疎通手段の普及を図るものとしします。 ・手話が言語であるとの認識に基づき、手話の理解及び普及の促進を図るために必要な取組に努めるものとしします。 ↓ ・手話が言語であるとの認識に基づき、手話に対する理解の促進及び普及を図るものとしします。	骨子に反映

No	項目	ご意見の概要	市の考え方	反映状況
			<p>4 意思疎通支援者の養成等</p> <ul style="list-style-type: none"> 点字、手話通訳その他の方法により障がいのある人の情報の取得及び意思疎通を支援する者の養成及び技術の向上のために必要な取組に努めるものとします。 <p style="text-align: center;">↓</p> <ul style="list-style-type: none"> 点字、手話通訳その他の方法により障がいのある人の情報の取得及び意思疎通を支援する者の養成並びに技術の向上のために必要な取組を行うものとします。 	
12	<p>第3章 共生社会実現に向けた取組</p> <p>第1節 情報の取得及び意思疎通</p>	<p>手話が言語であるとの認識に基づき、手話の理解及び手話の普及の促進を図るため、「手話を学ぶ機会の拡大」、「学校等における手話の普及」について具体的に追加してほしい。例えば、幼児、児童、生徒、学生、市民、障がいの市民等向け手話講座。</p>	<p>手話の理解及び普及促進を図るための具体的な取組につきましては、条例の実施段階で検討してまいります。</p>	実施段階検討
13	<p>第3章 共生社会実現に向けた取組</p> <p>第1節 情報の取得及び意思疎通</p>	<p>夜間の手話通訳者派遣についてどのように考えているのか教えてほしい。</p> <p>例えば交通事故にあった時や家族に不幸があった時、そのほか、財布や鍵を落とした際など、警察等とのやり取りにどうしても手話通訳者は必要である。</p> <p>24時間体制で手話通訳者を派遣するのは難しいと思うが、条例のうち、第2章第2項(11)または第3章の共生社会実現に向けた取組の中に当てはまるように思うので、夜間緊急時の手話通訳者派遣は実施してほしい。</p>	<p>夜間の手話通訳者派遣など個別の事務・事業につきましては、条例の実施段階で検討してまいります。</p>	実施段階検討
14	<p>第3章 共生社会実現に向けた取組</p> <p>第1節 情報の取得及び意思疎通</p>	<p>骨子案だけでは耳が聞こえない人に関する内容がどこにあるのかわかりづらいため、具体的な内容を入れてほしい。</p>	<p>ご意見の内容につきましては、第3章共生社会実現に向けた取組の中の「第1節情報の取得及び意思疎通」の中で整理しております。なお、具体的な取組につきましては、実施段階で検討してまいります。</p>	記述・整理済

No	項目	ご意見の概要	市の考え方	反映状況
15	第3章 共生社会実現に向けた取組 第1節 情報の取得及び意思疎通	耳が聞こえない人に対する偏見をなくすため、教育について、幼児から「手話で学ぶ」「手話を学ぶ」「手話を教える」環境を作るといった項目も条例に入れてほしい。	手話の理解及び普及促進を図るための具体的な取組につきましては、条例の実施段階で検討してまいります。	実施段階検討
16	第3章 共生社会実現に向けた取組 第1節 情報の取得及び意思疎通	実際に全国でも実施しているところがあるので、青森市でも手話で語る絵本をDVDにして、幼稚園や保育園の頃から教育の一環として使用できるようにしたい。	手話の理解及び普及促進を図るための具体的な取組につきましては、条例の実施段階で検討してまいります。	実施段階検討
17	第3章 共生社会実現に向けた取組 第2節 自立と社会参加	<p>移動手段の確保の必要性、障がいのある人の就労及び雇用等への支援について規定。 →雇用等⇒雇用、子育てに優しい青森市</p> <p>青森市子どもの権利条約、安心して生きる権利に性別、国籍、障害などを理由に、いかなる差別も受けないことと記載されているが、逆に子育てや家庭を持つ障害者もいる。そうでもない障害者もいる。しかし、その言葉の記載がないと保障されないと考えられるため、記載必須ではないか。</p>	<p>障がいのある人の子育てへの支援につきましては、「青森市子ども総合プラン」において、障がいのある人やその家族のニーズに応じたきめ細かなサービスの提供に努めることとしております。</p> <p>また、本条例では、合理的配慮を行う場面を具体的に掲げており、これらの場面において、障がいのある人の子育てに必要な配慮をしてまいります。</p>	その他
18	第4章 障がいに対する市民の理解促進 1 広報及び啓発の推進	<p>市からの情報を『広報あおもり』にだけ載せるのでは情報が得られない。青森市のホームページや、新聞・ラジオなどで情報を発信して、市民に普及していかないと、私たちも企業で呼びかけづらい場合もある。そのことを考えてほしい。</p> <p>第4章第2項に障がいのある人となない人の交流の推進について載せているのであれば、具体的にどういった方法で推進しているのか教えてほしいため。</p>	<p>本条例につきましては、市ホームページへの掲載等市の広報媒体を活用するほか、パンフレット等を作成するなど、障がいのある人もない人も市民誰もがわかりやすい周知啓発に努めてまいります。</p> <p>また、障がいのある人となない人の交流の推進についての具体的な取組につきましては、実施段階で検討してまいります。</p>	実施段階検討

No	項目	ご意見の概要	市の考え方	反映状況
19	第4章 障がいに対する市民の理解促進 1 広報及び啓発の推進	ジム通い、パソコン教室など趣味で習い事をやるにあたり、手話通訳者を同行して行った場合、手話通訳者もお金を払って参加してほしいという例がある。経営者やスタッフなどに手話通訳者はどういう立場なのかを理解してもらうために、条例があることを理解してもらわないといけないが、市のほうではどう考えているのか教えてほしい。	本条例につきましては、市ホームページへの掲載等市の広報媒体を活用するほか、パンフレット等を作成するなど、障がいのある人もない人も市民誰もがわかりやすい周知啓発に努めてまいります。	実施段階検討
20	第4章 障がいに対する市民の理解促進 1 広報及び啓発の推進	幼児・小学生だけでなく、重複障害者、発達障害者も条例を理解できれば、安心して生活できると思う。そのために、明石市の手話言語・障害者コミュニケーション条例の『分かりやすい版』のようなイラストのついたパンフレットがあれば良いのではないかな。	本条例が子どもたちにも、また障がいのある人もない人も市民誰にでもわかりやすく伝えられるようなパンフレット等につきましては、周知啓発の際にご意見を参考としてまいります。	実施段階検討
21	全体	骨子案を読んだが、難しい言葉ばかりで意味がわからない。もっと分かりやすい文章にしてほしい。	条例案を作成する段階で、わかりやすい表現や文章となるよう努めてまいります。	今後条例案に反映
22	全体	難しい用語などがあり、文章を読んでも意味が分からないため、分かりやすい文章にしてほしい。	条例案を作成する段階で、わかりやすい表現や文章となるよう努めてまいります。	今後条例案に反映
23	その他	国の法律である障害者差別解消法は「障害者」。「障がい者」と記載されたのは何故ですか。「障がい者」の表現に基準がありますか。	本市では、障害の害の字の否定的なイメージから受ける差別感や不快感を考慮し、平成26年4月から、法律名や法令名、固有名詞を除き、原則、人や人の状態を表す場合に害の字をひらがなで表記しております。	その他

No	項目	ご意見の概要	市の考え方	反映状況
24	その他	<p>障がい者枠の中に入れると耳が聞こえない人に対しての内容が見えなくなり、分かりづらいため、単独で青森市手話言語条例を制定してほしい。</p>	<p>本市においては、青森市健康福祉審議会障がい者福祉専門分科会の委員の意見をいただきながら、条例制定の趣旨や基本的な考え方などを整理し、障がいの特性に対応した個別の条例ではなく、様々な障がいを含め、これら障がいのある人の権利に関する総合的な条例を制定するとしたところであり、</p> <p>本条例の策定に当たっては、共生社会の実現に向けた市民の相互理解と障がいのある人の権利擁護に関する総合的な条例を目指し、関係団体等の意見を踏まえながら、他市で制定されている手話言語条例に規定されている内容等も網羅した内容としております。</p>	その他
25	その他	<p>ろうあ者の生活とろうあ者の人権を守るのは、障害者権利条例が必要ですが、手話言語は別です。ろうあ者の生活の中に手話言語によるコミュニケーションを使っているため、当然、手話言語条例が必要です。</p> <p>理由は、差別言語があります。手話言語によるコミュニケーションが難しいので聞こえる人との人間関係が作りにくい。</p>	<p>本市においては、青森市健康福祉審議会障がい者福祉専門分科会の委員の意見をいただきながら、条例制定の趣旨や基本的な考え方などを整理し、障がいの特性に対応した個別の条例ではなく、様々な障がいを含め、これら障がいのある人の権利に関する総合的な条例を制定するとしたところであり、</p> <p>本条例の策定に当たっては、共生社会の実現に向けた市民の相互理解と障がいのある人の権利擁護に関する総合的な条例を目指し、関係団体等の意見を踏まえながら、他市で制定されている手話言語条例に規定されている内容等も網羅した内容としております。</p>	その他

No	項目	ご意見の概要	市の考え方	反映状況
26	その他	<p>骨子案を見ると手話言語に関しても「紹介」みたいに触れただけに受け取れます。ろうあ者には、「手話言語条例」が重要です。そのためには下記の3つをきちんと内容に盛り込んでほしい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般市民と同じように接してほしい。 ・市に対して手話ができる職員を増やしてほしい。 ・市民と民間業者は、手話言語の理解と手話言語を普及し、学ぶ機会を拡大してほしい。 	<p>本市においては、青森市健康福祉審議会障がい者福祉専門分科会の委員の意見をいただきながら、条例制定の趣旨や基本的な考え方などを整理し、障がいの特性に対応した個別の条例ではなく、様々な障がいを含め、これら障がいのある人の権利に関する総合的な条例を制定するとしたところがあります。</p> <p>本条例の策定に当たっては、共生社会の実現に向けた市民の相互理解と障がいのある人の権利擁護に関する総合的な条例を目指し、関係団体等の意見を踏まえながら、他市で制定されている手話言語条例に規定されている内容等も網羅した内容としております。</p> <p>ご意見いただきました3つの内容につきましても、基本理念や共生社会実現に向けた取組等に含まれているものと考えております。</p>	その他
27	その他	<p>青森市障がい者の権利に関する条例骨子案の内容は、障がい者差別解消が目的ですが、手話言語については具体的な表現がない。</p> <p>これまで「福祉」の中でのみ語られてきた手話を福祉という扱いではなく「手話言語」として扱う条例制定の動きですから、「青森市手話言語の権利に関する条例」を実現してください。みんなが待っています。</p>	<p>本市においては、青森市健康福祉審議会障がい者福祉専門分科会の委員の意見をいただきながら、条例制定の趣旨や基本的な考え方などを整理し、障がいの特性に対応した個別の条例ではなく、様々な障がいを含め、これら障がいのある人の権利に関する総合的な条例を制定するとしたところがあります。</p> <p>本条例の策定に当たっては、共生社会の実現に向けた市民の相互理解と障がいのある人の権利擁護に関する総合的な条例を目指し、関係団体等の意見を踏まえながら、他市で制定されている手話言語条例に規定されている内容等も網羅した内容としております。</p>	その他